

第 16 回

大島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（書面開催）

令和 4年 3月

議事事項

- (1) 施設の概要
- (2) 焼却灰等の埋立実績について
- (3) 水質検査結果について
- (4) 施設見学のご案内

東京都島嶼町村一部事務組合

議事説明要旨

(1) 施設の概要

【参考「資料1 No.1～No.4」】

- ① 当施設は、容積 49,500m³ の埋立処分地に一般家庭等から排出される「可燃ごみ」を焼却施設で燃やした「焼却灰」を埋立処分する施設である。

【参考「資料1 No.5」】

- ② 平成 18 年 5 月の受入れ開始から平成 24 年 10 月までの期間は、小笠原村を除いた 8 町村（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村）の焼却灰等を受入れ、平成 24 年 11 月以降は、八丈島処分場の供用開始に伴い、島嶼北域 4 町村（大島町、利島村、新島村、神津島村）の受入れを行っている。

【参考「資料1 No.6」】

- ③ 埋立処分地には、5 層構造の遮水シートを敷設しており、埋立てた焼却灰に触れた雨水（浸出水）が埋立地外部に漏れないよう防止する役割がある。

【参考「資料1 No.7～8」】

- ④ 埋立処分地は自然の降雨を利用し土壌を浄化させている。埋立てた焼却灰に触れた雨水（浸出水）は埋立処分地から浸出水処理施設へ運ばれ処理された後、沢へ放流される。

【参考「資料1 No.9～10」】

- ⑤ 浸出水処理施設では、各処理の工程で常時水質の監視と記録を行えるシステムとなっており、処理した最終的な水（放流水）は、外部業者へ毎月 1 回の水質分析を委託している。

【参考「資料1 No.11～12」】

- ⑥ 毎月の水質分析では、周辺環境への影響調査として、地下水も分析している。この地下水は、埋立地の地下の 2 つの区域からめて採水し、それぞれ「沢部」、「底部」という名称で区分している。

【参考「資料1 No.13～14」】

- ⑦ 令和 3 年 3 月末をもって供用開始から 15 年が経過し、当初 15 年間で埋立てが終了する予定であったが、人口の減少やリサイクルの推進等により、埋立進捗率は半分に満たない程度であるため、令和 22 年 3 月末まで埋立期間を延長した。（19 年間の延長）

(2) 焼却灰等の埋立実績について

【参考「資料2 図表1 グラフ1」】

- ① 受入れ開始から令和 4 年 1 月末までの埋立処分量は「23,406 t」この重さを容積換算すると「24,121m³」となる。埋立可能量「49,500m³」に対し、「24,121m³」の埋立処分を完了し、埋立処分の進捗率はおよそ「49%」となる。

【参考「資料2 大島一般廃棄物管理型最終処分場埋立状況写真（4月～1月）」】

- ② 令和 3 年度より、当組合ホームページ (<https://tosho-ichikumi.jp/>) で公表している処分場維持管理状況報告に埋立処分地の状況写真を追加した。（土日、祝日を除く）

(3) 水質検査結果について

【参考「資料3 地点別結果表（1-①地下水沢部～③放流水）」】

- ① 放流水及び地下水の分析結果は、全項目において基準値を下回っている。

(4) 施設見学のご案内

【参考「資料4 施設見学のご案内について」】

- ① 施設見学やご質問は随時受け付けております。お気軽にお問合わせください。